名寄市下水道事業における官民連携事業(ウォーターPPP) 導入検討に関するアンケート調査について

1 本調査における背景と目的

本市の下水道事業は、昭和46年に認可を取得し、令和6年度末において、終末処理場である名寄下水終末処理場、風連浄水管理センター、名寄下水終末処理場内排水ポンプ場を整備してきました。また、管きよ(汚水、雨水、合流)施設につきましても、約197kmの整備を行っています。しかしながら、建設した一部の施設は、法定耐用年数を経過しており、今後も老朽化する施設が増加していきます。また、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少や職員数の減少に伴う人員不足の中、地震対策や浸水対策等も実施する必要があり、下水道事業をとりまく状況は厳しさを増しています。

このような状況下の中、国により、令和5年6月に公表された「PPP/PFI推進アクションプラン」において、より一層の民間経営ノウハウの導入による持続可能性の確保を図る観点から「コンセッション方式(レベル4)」と「管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)」の総称である新たな官民連携方式「ウォーターPPP」の考え方が示されました。下水道事業においては、ウォーターPPP の導入が、令和9年度以降の汚水管改築に係る交付金の要件となることも示されております。

以上のような背景から、本市におきましてもウォーターPPPの導入の可能性を検討するにあたり、対象施設や業務範囲などの事業内容の具体化や、事業者選定方法等の検討を目的として、「名寄市下水道事業における官民連携事業(ウォーターPPP)導入検討に関するアンケート調査」(以下、本調査)を実施することとしました。民間企業の皆さまの参入意向や事業内容等に対する考えを把握していきたいと考えています。

本調査の結果は、今後のウォーターPPPの導入可能性検討等に活用する予定としています。ご 多忙のところ誠に恐縮ですが、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

2 対象事業の概要

2.1 市政概要

(令和6年度末時点)

行政人口(人)	24,377
行政面積(km ²)	535.2

2.2 下水道事業の概要

(令和6年度末時点)

				(1- 111 - 1 120-1 - 37117)	
処理区		公共下水道事業			
項目		名寄処理区	風連処理区	合計	
整備面積	ha	839.6	157.2	996.8	
処理人口	人	21,171	2,786	23,957	
水洗化人口	人	19,367	1,779	21,146	
水洗化率	%	98.5	96.6	98.4	
住基人口	人	21,227	3,152	24,379	
普及率	%	92.6	58.4	88.2	

2.3 下水道施設の概要(管路施設)

(令和6年度末時点)

						* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
事業区分	処理区		管きょ(km)			マンホールポンプ(汚水)
尹未匹刀	观生区	合流	汚水	雨水	合計	(箇所)
公共	名寄 処理区	48.2	111.1	24.5	183.8	2
下水道	風連 処理区	_	26.4	_	26.4	5
台	計	48.2	137.5	24.5	210.2	7

[※]下水道台帳より算出したもので、実際の数値と異なる場合があります。

2.4 下水道施設の概要(処理場)

(令和6年度末時点)

事業区分	処理区	施設名	運転開始年月	処理方式	現有処理能力 晴天時日最大 (m³/日)	合流改善施設
公共	名寄 処理区	名寄下水 終末処理場	昭和55年3月	標準活性汚泥法	12,960	0
下水道	風連 処理区	風連浄水 管理センター	平成9年3月	オキシデーショ ンディッチ法	893	-

2.5 下水道施設の概要 (ポンプ場)

(令和6年度末時点)

処理区	施設名	運転開始年月	現有能力(m³/分)	
<u> </u>		连和册和千万	汚水	雨水
名寄処理区	名寄下水終末処理場内 排水ポンプ場	昭和55年3月	-	1,000

2.6 雨水滞水池

(令和6年度末時点)

処理区	施設名	個数	貯留能力(m³)	
是是四	Ne ax 1	四妖	汚水	雨水
名寄処理区	雨水滞水池 (名寄下水終末処理場内)	1池	1	3,100

3 アンケート調査概要

本市では、以下の内容でアンケートを実施いたします。

a) 実施対象

ウォーターPPP に関心のある下水道関連民間事業者をホームページで公募します。 ただし、下記のいずれかに該当する事業者を除きます。

- 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により競争入札への参加 を排除されている者
- 2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)
- 3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- 4) 市町村税(特別区にあっては都税)又は消費税及び地方消費税を滞納している者

b) 実施期間

令和7年9月19日(金)~令和7年10月17日(金)

c) 回答方法

Excel 形式の調査票:

「名寄市下水道事業における官民連携事業(ウォーターPPP)導入検討に関するアンケート調査票」

d) 提出方法

提出先:名寄市上下水道室 下水処理場 ウォーターPPP 担当:柴田

E-mail: shibata-kazuma@city.nayoro.lg.jp

提出期限:令和7年10月17日(金)まで

提出方法:回答記入後、Excelファイルをメールに添付し上記アドレスへ送付をお願いします。

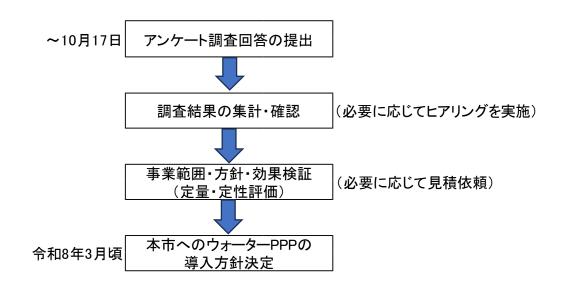
件名は「ウォーターPPP アンケート回答(●●社)」としてください。

e) その他

- ・本調査は、今後の名寄市におけるウォーターPPPの導入の可能性を含め、いかなる発注、 計画等が行われることを保証するものではありません。
- ・この調査での回答内容は、何ら法的拘束力を持つものではありません。あくまで記入時点での意見として承ります。
- ・ご回答いただいた個人情報は非公開とし、取扱いには十分注意し、名寄市下水道事業へのウォーターPPP 導入に関する検討以外の使用はいたしません。
- ・回答内容については個人または法人が特定されない形でアンケート調査結果の概要版として 公表を予定しています。
- ・本調査の回答にかかる費用等は事業者様のご負担とします。
- ・回答の意図を明確化する目的で、別途ヒアリングを実施させていただく場合がございますの で、その場合にはご協力のほどお願いします。

4 今後のスケジュール (予定)

4.1 今年度の検討の流れ



4.2 今後のスケジュール

ウォーターPPP 導入に向けた全体スケジュールは、現時点で以下の内容を想定しています。

令和7年度	導入可能性の検討 ・業務範囲や実施方針の検討 ・民間事業者への意向調査(市内外を含む事業者を対象) ・効果検証
令和8•9年度	導入準備、事業者選定等を実施(導入決定の場合)
令和10年度	事業開始予定(導入決定の場合)